

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
10

昭和十一年七月一日發行
通部報情編輯部

五錢

閣情報部編輯

通報

七月十二日發行

經濟戰特輯

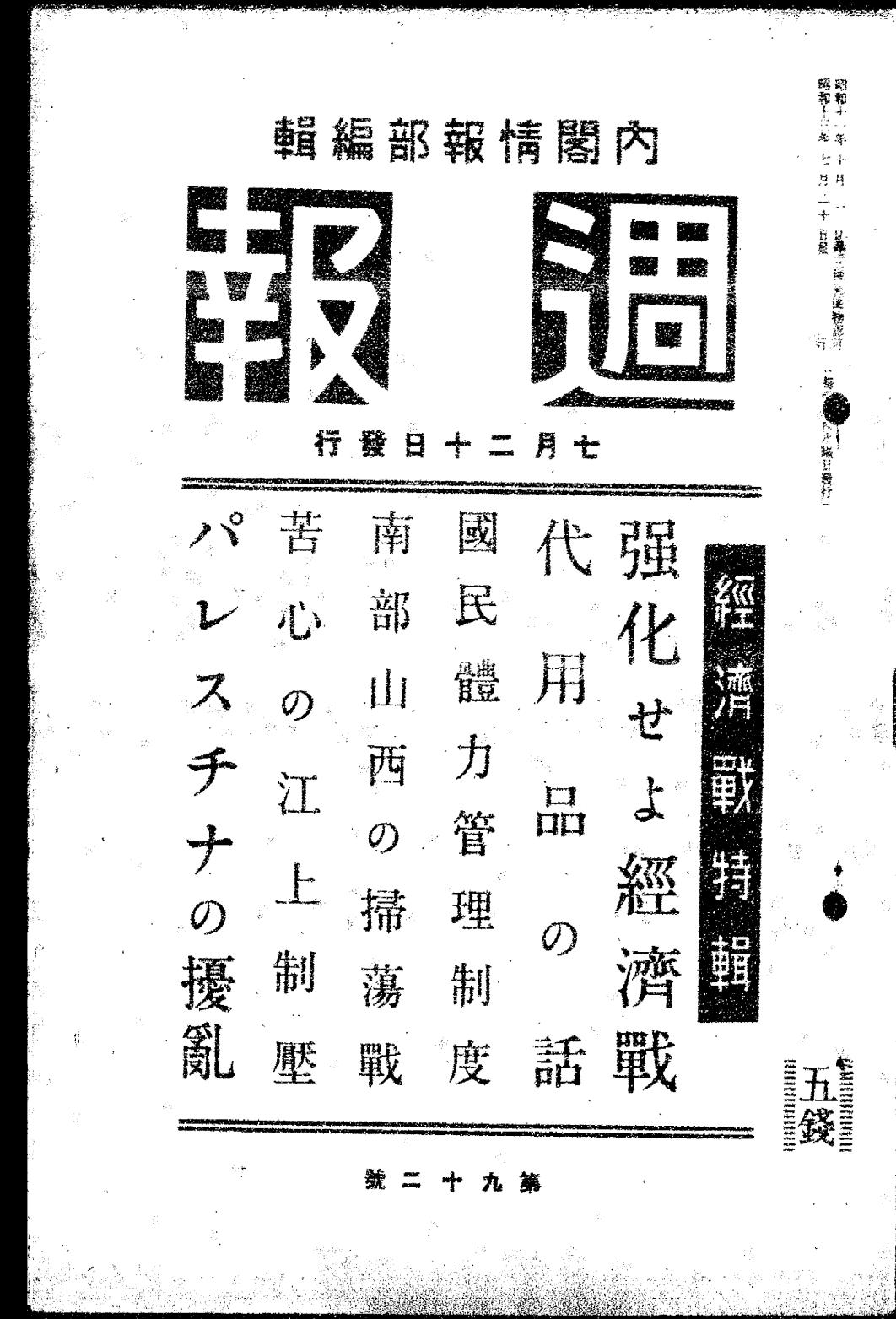
強化せよ經濟戰
代用品の話

國民體力管理制度

南部山西の掃蕩戰

苦心の江上制壓
パレスチナの擾亂

第十九號



昭和十二年七月二十一日第一種郵便物認可
行（毎週一回發行）

編輯部報情閣内

報週

行發日十二月七

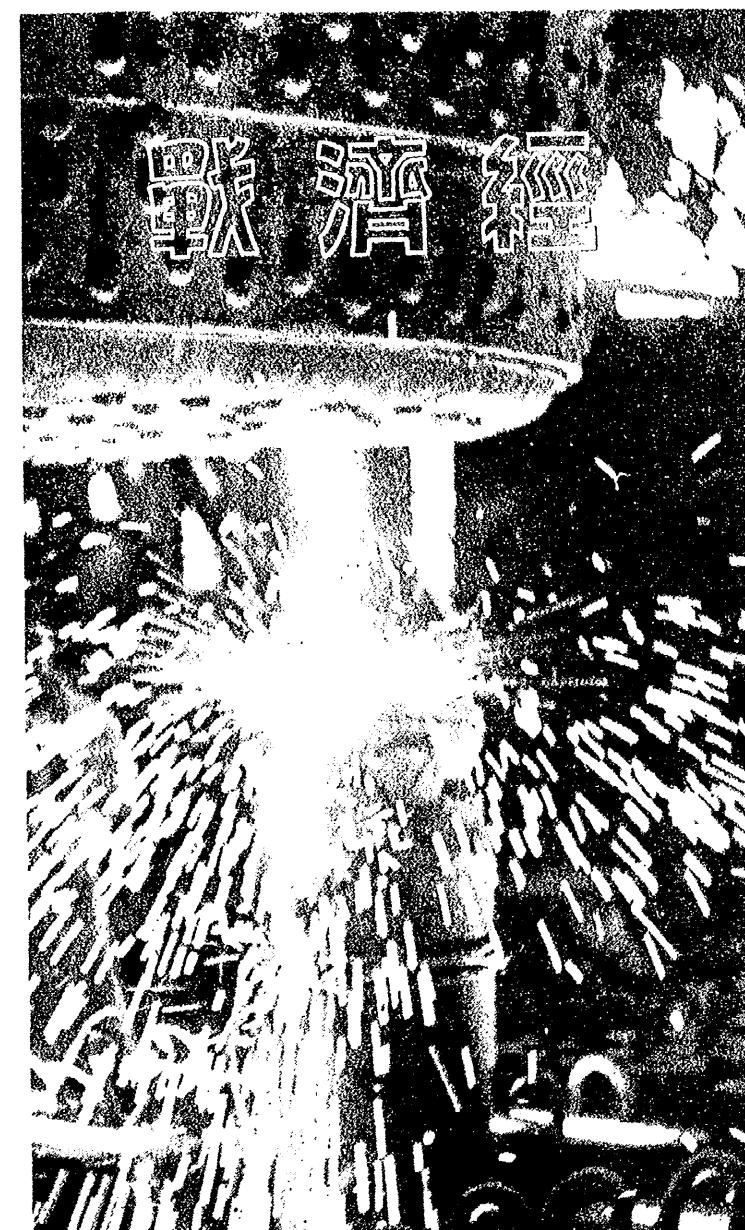
經濟戰特輯

強化せよ經濟戰
代用品の話
國民體力管理制度
南部山西の掃蕩戰
苦心の江上制壓
パレスチナの擾亂

五錢

號二十九第

露光量違いにより重複撮影



週

報

第九十二號

強化せよ経済戦……企画策
代用品の話……高工省著

国民総力管理制度……厚生省・力局著
南部山脈の掃蕩戦……陸軍省新潟州

苦心の江上制坪……三重県海事局著
ハルスチトの叛乱……外務省情報課著
日本政府の内閣改組……内閣官房主計課著
日本政府の内閣改組……内閣官房主計課著
日本政府の内閣改組……内閣官房主計課著

露光量違いにより重複撮影



週報

第九十二號

強化せよ經濟戰企画院

商工省

- 國民體力管理制度 厚生省體力局 (二三)
南部山西の掃蕩戦 陸軍省新聞班 (二六)
苦心の江上制壓 海軍省海軍軍事普及部 (二九)
パレスチナの擾亂 外務省情報部 (三三)
◇最近公布の法令 内閣官房總務課 (四三)
◇戦時經濟の三大目標 (三九)
◇經濟の進行は生活を通して (三三)
◇非常時國民實踐事項 (三三)
◇亞鉛も重要な軍需資源 (二二)
◇昭和十二年の人口動態 (二十四)
◇官廳刊行物だより (四八)

強化せよ經濟戦

企　畫　院

戦争遂行のために必要なことは、物資供給を確保することである。その物資需給問題のわが國

の現状は果してどうか。そして政府はこれに對してどういふ對策を強行しようとしてあるか。

輸出の増進、物資の節約、貯蓄の勵行、物價の抑制、生産の増加、かうした重要對策についてわれわれはどういふ心掛けを以て處むべきか。經濟戰の強化—それは政府だけの問題ではない。

國民全部の焦眉の課題であり、國民の責務である。

一、經濟戦は何故強化されねばならないか

現代の戰争は全國力を擧げての戰ひである。従つて、國防の要諦は單に兵力の優秀や兵器の精銳といふ點だけで足りるのではなく、廣く國力全般を、戰爭目的のために最高度に發揮できるやうな態勢におくことにあるのはいふまでもない。支那事變は南京が陥落しても一段落を告げないであらうとは、當時からすでに豫想されたたどろきであり、又徐州陥落で戰局は一大進展を見たが、しかしその前途はなほ遼遠であることも、こゝで改めて述べるものもないことであらう。第

三國の支援を恃み、あくまで長期抗戰の決意を棄しようとしない蔣政權を徹底的に壊滅させるためには、勢ひ兵力の増強、戰局の擴大は避けられない情勢にある。

ところが世上には、「蔣政權の財政的破綻」、「蔣政權沒落」、「反蔣勢力の擡頭」といふやうな誇張した報道記事に眩惑されたり、或ひは又、「何しろ相手は支那だ」とみくびる傾向がいまだに相當あるが、これは誤れるも甚だしいといふべく、遺憾に堪へないことである。現在では陸軍の動員兵力も日露戰爭當時以上に龐大な數に上り、海軍の方も事變以來新たに艦隊を増設してゐる状況で、いまやわが有史以來の大軍は陸海空に奮戦を重ねつゝあるのである。そしてその戰線は、支那だけで一千数百秆に及び、歐洲大戰當時の佛獨國境の戰線の七百九十秆の三倍に達し、これにわが防勢正面ともいふべきソ滿國境を加へるときは、わが第一線は約六千秆に達してをり、艦隊と艦隊との海戰が行はれてゐない點を除いては、全く國の全力作戰に近いものといつても過言でない。

かういふ現下の情勢をもつて、武力だけの戰ひであり、武力以外の國力の問題を閑却するのは、餘りにも事態を認識しないものである。「眞に國運を賭しての戰ひ」算るこれがいま帝國が直面してゐる眞の姿ではなからうか。従つて戰地における軍隊の整備だけを考へ、國內において、所謂綜合國力戰遂行に必要な經濟戰、思想戰等の備へを萬が一にも怠れば、忠勇無比の皇軍がいかに連戦連勝しても、帝國所期の目的は結局達成することが出來なくなるのである。

特に、資源の比較的貧弱なわが國において、國力戦を遂行するためには、第一に問題となるのは、「どうして戦争遂行に必要な物資の供給を確保するか」といふことである。幸ひわが國は食糧關係では、殆んど自給自足の域に達し、この點は戦争遂行上最大の強みであるが、その他の物資は多かれ少なかれ海外からの供給に仰がねばならぬものが相當ある。これらの不足資源については出来るだけ國內生産の増加をはかるやうにするのは勿論であるが、それだけでは到底必要なだけの需要を充^{ゆき}すことは出来ないし、又輸入するといつても諸般の事情からあまり多くを期待することが出来ない状態にある。そこで勢ひ國內消費を强度に節約せねばならぬことになつて来る。

支那事變勃發以來、政府は非常時財政經濟の諸方策を逐次實行し、國民精神總動員下に國民の協力を求めて來たが、充分の効果を收めてゐるとはいひ得ない現状である。即ち、政府は本年初めに物資需給に關する計畫を樹て、これによつて生産、消費、配給、輸入等に關する各般の措置を實施して來たが、兵力増強に伴ふ軍需品の需要はどしき増大してゐるのに反して、所要物資の國內生産は希望するだけには進まず、配給、消費の統制も、新事態に對處するに決して充分ではない。さればかりでなく、本年初め以來の輸出不振によつて、物資の輸入に相當の制限を受けざるを得ない實情にもあり、このまゝに放置すれば、戦争遂行上は勿論、國民經濟運營上に重大な影響を來す虞れさへもある。

そこで、かうした障害を排除し、事變終局の目的を達するためには、萬難を排して輸出の振興、生産の増加、配給消費の統制等の財政經濟に關する諸方策の徹底強化をはかる必要はいよいよ緊切^{きめき}であり、事變の目的貫徹のため一日もこれを忽^{ゆき}せにすることは出來ない。政府が今度、長期持久の經濟體制を確立し、軍需品の調達、輸出原料の充足を第一義として物資需給計畫を改訂し、これが遂行上緊要の諸政策の徹底、强行を期した所以も實にこゝにあり、この際、國民一般は臥薪嘗膽^{ばくじんじょうたん}、極度の消費節約をなし、幾多の不利不便を忍び、進んで政府の政策に協力し銃後經濟戰線に自己の全部を捧げていかなければならぬのである。それは實に國民の責務である。

二、我が國の經濟財政の現狀

ひるべくわが國現下の經濟情勢はどうか。昨年は事變勃發に伴ふ軍需增加が加はり、不足資源の輸入は昭和十一年に比し、實に十億の多さに達し、莫大^{ばくだい}な輸入超過となり、そのため金現送を行ふの已むなきに至つた。今年も自然の成行に放任しておいたのではこの傾向はさらに増大し、到底所要物資を確保し、戦争遂行に遺憾^{いせん}からしめることを得ないので、政府は、これが對策として、本年初めの物資需給計畫において、重要物資の國內生産、代用又は節約、配給の統制等を計畫した。即ち、特定の資源については國內における特別増産を計畫する外、棉花羊毛などは豫想需要の六割程度、鐵材中建築用のものは三割、特殊のものは五割、牛皮革類は六割、その他の

ものについても豫想需要の一割、三割、ある種の不急用途のものに對しては十割といふ程度の代用、節約を行へば、所要物資を充足出來得るといふ計畫の下に、それ／＼配給、消費の統制を進めて來たのである。ところが、その後の情勢は、輸出の減退その他の理由によつて年頭に豫定した輸入量を確保することは到底出來ないと認められるに至つたので、これが對策として、國內における増産、代用品の使用獎勵、國內現有品の回収等に全力をあげる一方、一般の國內需要の消費節約を徹底的に強化する必要に迫られるに至つた。

本年頭初の物資需給計畫は、南京陥落當時の狀況を基礎として算定されてゐたが、その後徐州大會戰へと進展し、さらに蔣政權の壊滅をはかるためには、今後とも大規模の作戦行動を繼續せねばならないことにもなるであらう。たゞへ如何なる困難があらうとも、徹底的蔣政權膺懲の態勢を整へねばならないのである。そのためには、最初豫定した軍需物資の需要がさらに増加することもまた已むを得ない。勿論、この物資の需要増加に對しては軍部でも大いに考慮し、極力代用品を用ひたりして輸入增加の防止につとめてゐるのであつて、一例をあげると、牛皮革類の輸入防止のためズック靴を調達した實例もあり、又冬季酷寒の地にある部隊に對しても綿毛布を使はせた例もある。その他金屬類に對しては種々の代用品を用ひ、已むを得ず必要な施設まで一部縛延べを行つて需要額の減額をはかつてゐる程である。

このやうに、軍部としても代用なり、縛延べなりをして苦心をしてゐるが、何しろ軍需として

は、相當額の供給を確保しなければ作戦行動を支持して行けない處のあることも亦動かすことの出來ぬ事實である。その上、外國からの物資輸入も亦潤澤には出來ぬことは前述の通りであるから、戰争目的を貫徹させるためには、軍需品の生産に直接間接必要な材料、機械、燃料類、輸出用原料品や國民生活に絶対必要な物資の最小限度以外は、これらが輸入品である限り、今後一定期間、直接消費を禁止するか、配給を止めるかといふ極度の制限を加へねばならないのである。

次にわが國の財政はどうか。今次事變のため支出すべき經費としては、昭和十二年度豫算中事變費關係分は總額二十五億餘萬圓、これに事變費を除く豫算を加へると約五十四億圓に達した。

はない。

この巨額の資金を圓滑に貯蓄するためには、國民の貯蓄に俟つよりほかなく、今後なほ一層これが徹底強化をはからねばならない。

もし貯蓄の増加が豫期するやうに出来なければ、どんなことになるか、國債は消化されず、所謂惡性インフレーションを起し、延いては輸出力を減退し、軍需の供給に對して支障を來し、ついに軍事豫算の遂行難等を惹起するであらう。だからこそ、貯蓄勵行の徹底強化は戰時財政經濟を安定させるために實に重大な關係を持つわけである。

纏つてわが國の物價の現況はどうか。一般物價は從來一應落ちつきを見せてゐたが、事變勃發に伴ひ急騰し、すでに二割乃至三割、高いものになると五割近くも高くなつてゐるものもある。生度の物價の騰勢は、從來の世界的影響によるものと性質を異にし、原料材料だけでなく、生活必需品まで騰貴し、世界物價の低落傾向の現狀と反對の趨勢を示してゐる。政府でも、この點に鑑み、物價騰貴の抑制については非常な努力をはらつてゐる次第である。しかしながら、かうした物價は元來、複雑微妙な經濟關係において自然發生的に出來上つたものだから、これを人爲的に規整して行くことは難事中の難事ではあるが、わが國が直面してゐる難局を開拓するためには、これも亦已むを得ないところである。國民はよくこの點を自覺し、非常時局克服の諸政策遂行に進んで協力していくべきたい。いな、これに協力する必要があるのである。

三、經濟戰の強化とその對策

わが國はいま、未會有の巨額な豫算を施行し、戰ひを進めつゝあるが、以上述べたやうに、國際收支の狀況より考へれば、輸入により充分の物資を得るのは中々困難であり國內一般物價の騰勢も著しく、かうした情勢は國家の財政經濟に重大なる關係を及ぼす虞れさへあるといふのが現下の狀況である。従つてあくまで反省しない蔣政權を徹底的に壞滅させる帝國政府の決意を貫くためには、物資需給計畫なども、大いに當初のものを變更して新事態に對應させるやうにし、公債消化のためにもさらに徹底的貯蓄獎勵を行ひ、又物價の昂騰に對しては、極力これを抑制しなければ到底この時局を乗切ることが出来ないのである。

需給計畫の修正に關しては、極力需要額の壓縮を行ふほかないのであるが、作戦の進捗に伴ふ軍需は却つて増加する情勢にあり、この相反する増減の二要求を調整するためには、一面輸出の振興に出来る限り努力し、他面國內需要に對しては

- 1 軍の充足需要額となるものと、これが生産配給に必要な原料、材料、機械、器具、燃料等
- 2 輸出品原料、材料
- 3 國民生活維持上絶對必要な藥品、肥料等の最少限度

等のほか、原則として輸入を認めないこととし、各種工事の中止⁽⁹⁾延べ、國內物資の回収の増加等

を計畫し、輸入總額を少なく食ひ止めて、本年の難局切り抜けを策することにしたのである。そのためには、いふまでもなく、今後一定期間物資の使用に關し徹底的制限策を斷行しなければならないのであつて、政府がこの新たな物資需給計畫の下に實施しようとしてゐる政策は左のやうな諸點である。

1 物價騰貴の抑制

軍需資材の供給確保と爲替相場の堅持、輸出の振興と國民（消費者）の生活維持とのため、現在以上の物價騰貴を抑へるに必要な措置を講ずるとともに、基準價格又は公定價格の設定等のほか、消費節約と配給統制とを併せて強化し、物價の引下げを行ふこと。

2 消費節約

一般物資についてつとめて消費節約をはかり、特に輸入物資については、必要に應じ使用制限乃至禁止規則を制定し、代用品の使用を強制する等の方法で、國內不急用途に對する物資の消費節約を強化する。一般國內需要について使用制限又は消費節約を強化すべき主な資源は次の如くである。

銅材、銻鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鎳、錫、ニッケル、アンチモゾ、水銀、アルミニウム、石綿、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トルオール、石炭酸、硝酸、硫酸、カリ、磷酸石等

3 輸出振興

輸出増進のため綜合計畫の下にこれが一般的促進を強化するほかに

イ 製品の輸出とその原料輸入とをリンクさせる方法等による輸出用原料、材料の輸入の確保

ロ 輸入原料と材料とを國內消費用と輸出用とに區別し、輸出用原料、材料の國內消費を徹底的に防止する

4 輸入、配給機構の完備

5 貯蓄の普及徹底

6 官民一體、簡素な非常時國民生活様式を確立すること

7 主要物資の増産並に擴産の増加のための措置

8 軍需勞務對策

9 軍需工業生產能力増進のため、交代制の採用及び技術員その他労務者の急速な充足に必要な措置

10 轉業、失業對策

11 國家總動員法の一一部條項の發動

前の諸點の政策實行のため必要なときに發動する

以上は、政府が諸般の施設をたゞ一つ戦争目的の遂行のために集中し、さしあたつては蔵政権の徹底的壊滅のために、又新支那の長期建設のために、さらに又將來國力の飛躍的發展を期するために、萬難を排して一大決意を以て實施しようとする諸方策をあげたもので、とりわけ輸出の増進、物資の節約、貯蓄の勵行、物價の抑制、生産の增加は急務中の急務である。

そして、これらの諸方策が實現されるか否かは、一に國民の眞に時局認識の上に立つ自覺と、これに基づく實踐、躬行の如何にかゝつてゐる。われわれはこの際、さらに堅忍持久の決意を固め、進んでこれをわれわれの生活の上に實踐し、舉國一致難局の打開に邁進せねばならないのである。われわれは聖戰所期の目的を貫徹せねば矛を緩めず、近衛首相の言の如く、今次事變はわれらの時代において解決せねば断じて止むぬ決意をさらに鞏固にせねばならぬ。

「經濟戰強調週間」は、政府總がよりでり、迫つてゐるのはみんながそれ／實ること

七月二十一日から一週間にわたつて、東踐することである。道は近きにある。身六、住居の新築、改築を出來得る限り差京、大阪で力強く展開されるのを皮切り近かなところから人々が生活の中でも控へること

に、七月下旬から八月下旬に至る期間、實行することである。是非守りたいわれ七、石炭、ガソリンその他燃料の節約に中、地方の實情に即して適當な時期を選らの生活實踐項目

び、全國各地で實施されることになった。一、綿製品、麻製品、毛製品は新調を差八、電力、電燈の節約に努めること

これは、多難の前途を思ひ、聖戰所期控へること

の目的達成のために、國

民が一人残らず、現下の

經濟戰の實情と今後来る

べき經濟的諸問題の眞相

とをよく理解して、舉國一致經濟戰の戰

士として戰ひ抜く決意を固める必要があるからである。

それならば、われわれは經濟戰の戰士としてどうすればよいか。重要な課題は

山ほどある。それらについては既に御承

知のことでもあらう。たゞ現在必要であ

經濟戰の遂行は生活を通して……

是非守らう、生活實踐項目

べき經濟的諸問題の眞相

とをよく理解して、舉國一致經濟戰の戰士として戰ひ抜く決意を固める必要があるからである。

それならば、われわれは經濟戰の戰士としてどうすればよいか。重要な課題は

山ほどある。それらについては既に御承

知のことでもあらう。たゞ現在必要であ

(13)

(12)

代用品の話

商工省

すべての物資はまづ競争目的のために……そ

で必要物資の消費節約のためある種の生活必需品については代用品が必然的に登場して来る。棉花、羊毛、鐵鋼、皮革、ゴム等の代用品には何があるか。そして代用品工業の振興が國家的にどんな重大な意味を持つてゐるか。國民はよく實情を理解して、多少の不便を忍んでも、事變下に到來したこの物の試験を克服して、前途に邁進していただきたい。

物資動員と代用品

いま我が國には二つの經濟的要望がある。その一つは、なるべく民需の輸入を制限しようといふ要望である。それは軍需品を海外より輸入しようとする際、我

が貨幣の購買力を維持するためには、我が國と外國との爲替關係を悪化せしめないことが必要であり、その結果、軍需品に關係のない物品の輸入は出来るだけ避けなければならないからである。

他の要望といふのは、これとは反対に、現在の戰時體制によつて壓縮を餘儀なくされた民需品の原料を少しでも多く輸入したいといふものである。

國家の全經濟力を軍需資材の整備に集中動員しなければならぬ戰時計畫經濟に於ては、民需品の生産力がある程度の壓縮を被ることは、すでに國民全體の賛同と支持を得てゐるところである。しかしその反面、國

各種代用品の登場

民の生活的要望を満たさせたいといふ要望が同時に潜んでゐるのである。

この軍需的要望と民需的要望との對立は、原料輸入國としての我が國では、原料輸入の點に於て前述のやうに明白に現はれてゐるのである。

この懨みは、戰爭に當面した總ての國家が経験するところであるが、殊に我が國のやうに資源の少い國にあつては一層その感が深い。

そこで、この問題を解決するものとして代用品が出現して來たのである。それは不急不用品については、この際極力消費節約を圖るとともに、生活必需品については他の國產原料を以て代用品を生産して不足物資の經濟的需要を満たさうとするわけである。

商工省では、その具體的對策として、昭和十三年度に於て代用品工業振興のため、二十二萬圓の豫算を計上して、代用品製造試験費の補助、代用品獎勵のため、今秋十月から全國の六大重要都市で代用品工業振興展覽會を開催する等の計畫を立て、その他一般業者と協力して代用品の生産擴充を圖つてゐる。



たきてもツケバの木

(15)

は、銅及び銑鐵、銅、白金、鉛、亞鉛、錫、揮發油、重油、棉花、羊毛、皮革、ゴム等の各種に亘つてゐる。

(14)

勿論、これ以外にも不急不用品及び國際收支に影響する物資は消費節約を圖らねばならないのであるが、これらの物資は軍需的供給を圓滑にするために、

その民需の消費節約が特に必要なのである。從つて政府に於ては、これらの物質に關し昨年以來それぞれ製造販賣制限等の規則を制定公布してその徹底を期して來るに至つた。



木のオクやナイン

と協力にも拘らず未だ完全なものとはいへない。しかし、國民は多少の不便を忍んでもこれを使用して必要な物資の消費節約に協力すべきであり、又それ等を研究し、生産する者は一刻も早く完全な代用品を製造すべき義務がある。

次に主な代用品について説明しよう。

棉花と羊毛の代用品としてのステーブル・ファイバーは既に本週報(第七四號)で説明したが、すでに各方面に普及されており、その品質も各種の研究の結果、防水加工を行ふことによつて最近頗に改良されつゝある。鐵鋼その他の金属の代用品については、用途により各種の代用品が研究されてゐる。元來金屬は堅牢でしかも加工容易、且つ低廉であるため各方面で使用されてゐるが、その用途によつては必ずしも金属たることを必要としないものが數多存する。それらの用途には大體陶磁器、木製品、合成樹脂成型品その他を以て代用し得るのである。尤も陶磁器には耐衝擊性の低いことと急熱急冷に弱い等の缺點があるが、これらの點も最近研究の結果、その原料を吟味することにより漸次

改良されつゝある。

なほ機械の部分品、齒車等の用途には合成樹脂成型品によつて代用され得るやうになつた。これらの合成樹脂は石炭酸樹脂を有機纖維に浸み込ませて加熱壓搾により硬化せしめたものであつて、その硬度高く且つ耐腐蝕性、耐磨耗性、耐酸性の點に於て、寧ろ金屬よりも優秀な性能を有するものである。

最近速水博士によつて高力陶器及び高力セメントが發明された。これは成型した素焼又はセメントを石炭酸樹脂で加工することによつてその硬度を高め且つ加工し得るものとした金属代用品である。これは鐵管、鉛管及びその他の金屬的用途に使用し得る。

このほかストヨーと稱する金属代用品が最近發明され、建築材料、街路燈、金庫、冷蔵庫その他の金属製美術品に代用し得るのである。これはイミテーション・マーキュリセメントに特殊な薬品を調合して硬化凝結させたもので、相當の硬度を有し且つ耐水、耐火、耐酸性を有するものである。

セメントと石綿を原料としたエタニットパイプはす

でに鐵管代用品として各方面に使用されており、これについては説明を要しないであらう。

次に牛革、馬革、羊革等の代用品としては、水棟動物なる鯨、鮫の皮革が利用されるやうになつた。又バルカナイズド・ファイバー、オイルクロス及び各種の擬革は革製袋物及びその他の革製品に代用し得る。バルカナイズド・ファイバーはボロをすいた紙を鹽化亜鉛溶液に浸し數枚重ねて壓搾膠着させたもので金属製品にも代用し得る。

ゴムの代用品としては再生ゴムが利用出来る。これは古タイヤー、古ゴム靴等を原料としこれに薬品を加へて純化するものであつて、その性能に於て生ゴムに對し少しも劣るところがない。

すでに外國に於て生産されてゐる合成ゴムの研究も又我が國に於て最近完成されんとしつゝある。これはカーバイト又はその他の炭化水素を原料として製造するものである。

麻又はマニラ麻の代用品としてはマオランがその代用品として適當であることが發見された。



皮の代用品かずかず

石綿の代用品としてはスラッグ・ウール及びグラス・ウールがある。前者は鎌淵より後者は硝子より製造されるものである。

その他の化學工業原料の代用品としては、タンニン・脂の代用品としての合成樹脂が研究されてゐる。

以上述べたやうな代用品の生産能力に關しては、一二のものを除いて未だ遺憾の點が存するのである。いふまでもなく代用品工業は新物質を創造するものたる化學工業に屬する。そして幸ひなことに我が化學界は學術的に顯著な進歩を遂げてゐるのである。我々はこの學術的進歩を基礎とし且つ各方面の人的資源を動員し得るならば、必ずやその工業化及びその生産力の擴充發展を齎す事が出来るに信ずるのである。この點に關しては我々はかの歐洲大戰中に於けるドイツを想起すればよいであらう。獨逸に於ては化學的方法を以て空氣より、火薬の原料たる硝酸を、又木材バルプより纖維代用原料としてステープル・ファイバーを、そ

して酵母より人造肉を製造することによつて、經濟的に孤立した國民經濟をよく數年に亘つて維持することを得たのである。現在の我が國は往年の獨逸に比すれば、遙かに高い技術的基礎と遙かに良好な政治的經濟的條件に恵まれてゐる。

代用品工業の重要性

一般に代用品は、戰時經濟に於ける應急對策たる消費節約の方法として考慮されて來た。しかしながら、一國の原料自給といふ恒久對策の對象としても考慮されなければならぬ。何故ならば、長期戰の期間中に於て海外よりの國防資源の供給が必ずしも常に確保しえられるとは言ひ得ないからである。すでに各國に於ては原料自給のために各種の方策が採られてゐる。そして原料資源の天恵少ない我が國に於ては、これら天然資源に代るべき代用資源の自給を確立せねばならぬことはいふまでもないことである。

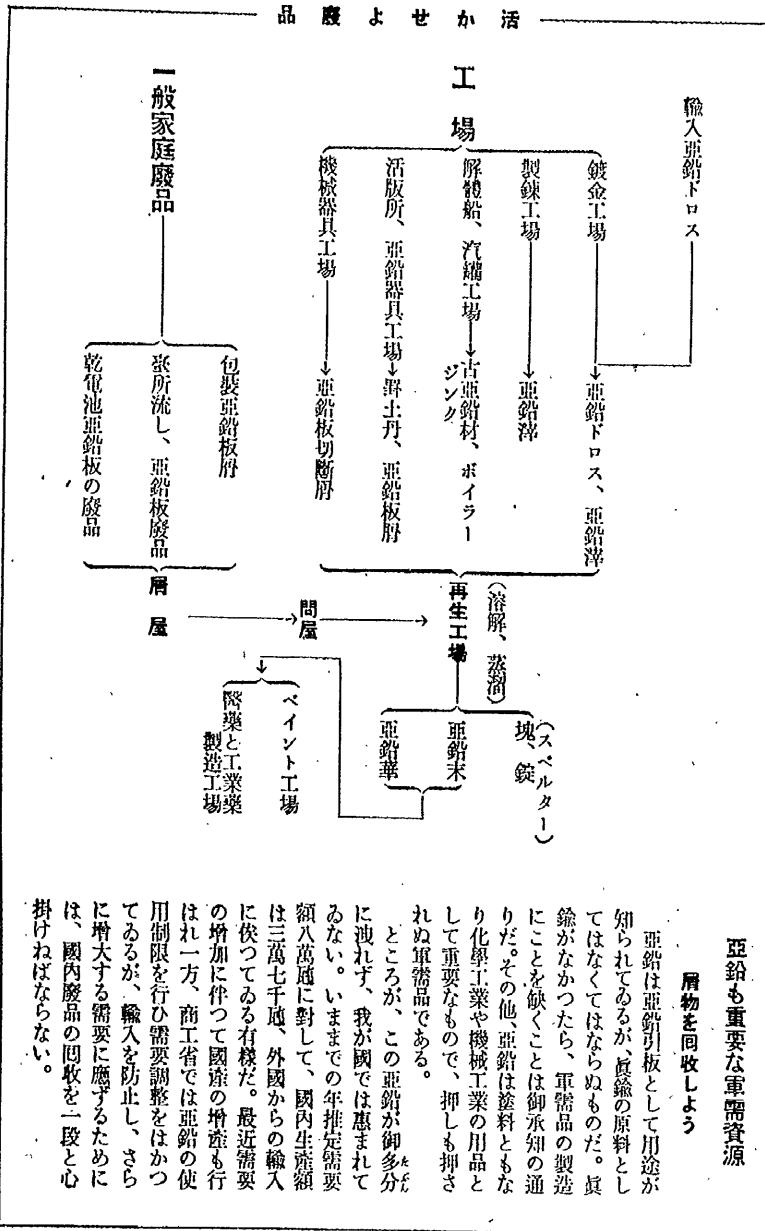
又たゞ平時に於ても、その工業資源の大部分を海外に依存するといふことは、國際收支を不安定ならし

めるのみならず、又產業確立の障礙となるおそれが多く存在するのである。殊に我が國のやうに急速に經濟發展をなした國にあつては、各種の產業を確立するため、一刻も早く原料自給の方策を立て、それを實現しなければならない。

既にドイツに於ては原料自給の國策として、人造纖維工業、人造石油工業及びアルミニウム工業等の代用品工業の確立に邁進し、その成果大いに見るべきものがある。

例へば、人造纖維についていへば、棉花、羊毛の總需要量五十二萬噸の内、一九三七年度に於て人造纖維十四萬噸を生産してこれを代用し、さらに第二次四ヶ年計畫に於ては、二十三萬噸を生産する豫定と聞く。なほ人造石油は一九三七年度には九十五萬噸を產生し、國內に產する石油と合して、總需要量の四割を占めるに至つた。

ゴムについては貿易上の理由からではなく、純軍事的理由から合成ゴム工業を確立せしめるため努力しつつある。



翻つて我が國の重要な工業資源の供給状況を見るに、その大部分を海外に依存し、その輸入額は輸入總額の八〇%を占めてゐるのである。これが我が國の經濟にとって如何に大なる負擔となつてゐるかはいふまでもない。

こゝに於て、政府は人造纖維工業、人造石油工業等の代用原料工業を確立すべき國策を決定し、すでに實施しつゝあるのである。

我が國の纖維工業の原料たる棉花、羊毛はその輸入額十二億圓に達し輸入總額の三割を占めてゐる。幸ひにこの國際收支關係を改善すべき我が國人造纖維工業は近來目覺しい躍進を遂げ、ドイツに次ぎ世界第二位にある。しかしながら、その棉花、羊毛の總需要量に對し、代用し得る割合は約一割に過ぎぬ。従つて現下の物資需給の調整の状況に鑑み、なほ一層の發展が期待されなければならないのである。

近來國防資源としての重要性を認められるに至つた石油については、その國產數量は總需要量の五%に過ぎず、その結果、その九〇%以上を海外より輸入し、

このために海外に支拂ふ金額は年々二億圓に達する。そこで政府は天然石油に代るべき人造石油によつて波體燃料問題を解決せんとしたのである。

その具體的方策として人造石油事業法に基づき人造石油製造事業振興七ヶ年計畫を樹立し、目下鋭意努力中である。それは昭和十八年度に於ては、その年度の總需要量の四五%に當る二百萬リットルの人造石油を生産して、天然石油を補足しようとするものである。なほこの他、合成ゴム工業、合成樹脂工業等の代用品工業の確立に關しては、夙に政府に於てもこれに着目し目下研究計畫中である。

今回の事變は我が國民にとって未曾有の試煉である。そしてこの試煉は、國民全部が自發的に其共通目的の達成に協力することによつて克服出来るのである。重ねて國民諸君に望む。

國民たるものは、多少の不便を忍んでも、代用品の使用によつて必要物資の消費節約を圖るべきであり、又代用品の研究、製造に携はるものは、一刻も早く完全な代用品を製造していただきたい。

國民體力管理制度

厚生省體力局

總覽

みちくにとめいそしむ國民の
身をすぐよかにあらせてしがな

畏くも明治天皇の御製を拜詔し奉るとき、われわれは親の子を慈しむにもいやまさる天皇の御仁慈に感泣するとともに、われわれの身體は、われわれ個人の私有物ではないといふことを痛感する。國民各自が健康でそれらの職業にいそむことは、單に一身一家の幸福であるばかりでなく、實に一國の繁榮昌盛を來す所以である。殊にわが國のやうに天然資源の乏しい國においては、人的資源の培養強化即ち健全有為なる國民の養成こそ、一日も忽せに出來ない緊要事である。

「國民體力管理制度」はかうした時代の要求に應じて創設されたもので、この七、八月を期し、その準備調査を東京、大阪、埼玉、静岡、秋田、石川、愛媛、福岡の二府六縣中適當な區域を選んで行ふことになった。以下この制度の趣旨と準備調査の概要について説明してみよう。

國民體力管理制度とはどんなものか。その骨子とすると民體力の實相を擱んで、その根本的對策の樹立に資し、國力の根幹たる人的資源の充實強化を期するにある。即ちこの制度には二つの組ひどころがある。その一つは、一人々々の體力を検査することによって、その長所短所を明らかにし、それを健康狀態に即應した指示を與へるとともに、指示の要點その他を記入した體力手帳(假稱)を交付し、常に健康的増進に留意させ、體力の向上をはがることである。その二は、検査の結果により國民體力の實相を明らかにし、これに基づいて新たな體力向上方策の樹立、保健衛生施設の整備擴充等的有效適切な對策を講ずることである。

検査年齢

さて、それならば、どの年齢の者を選び、どんな項目について検査すれば、國民體力の實相が擱めるか。この點についてはそれらの觀點から種々の意見があるであらうが、慎重考慮を拂つた結果、今回の準備調査においては検査年齢を次のやうに決定した。

連續片脚跳、疾走、三回跳を行ふ。

丙 精神機能検査

精神機能検査は智、情、意の各方面に亘るのが理想ではあるが、簡単にして適確な方法がないため、今回の準備調査においては智能についてのみ検査する。

丁 疾病及び異常検診

國民體力低下の主因たる疾病と、各種機能の發揮に最も影響を及ぼす體質及び形態の異常につき検診する。その中疾患検診は主として結核、トロボーム、花柳病、寄生虫病、精神病、歯疾等について行ふ。

準備調査の検査項目は大略以上の通りであるが、この項目の全部を検査年齢該當者全部に適用するのではないことは勿論である。その可能と必要な程度とを考究して、最も適當と認められるものを施行するのである。例へば一年の者には主として體重を計測するに止め、百メートル疾走は十二年の男子にだけ施行するやうな方法によるのである。

検査項目

甲 身體計測

形態及び發育方面的検査を主とし、身長、體重、胸闊、坐高、上肺闊及び肺活量を計測し、さらに各種機能と關係の深い體型、並びに運動能力、精神能力と最も關係を有する視力、聽力について検査する。

乙 運動機能測定

運動機能中筋力、持久力、協調能力、循環適應能力等の測定を目的として、全身作業計使用、握力計使用等びに

昭和十二年の人口動態

昨昭和十二年の我が國内地における内地人の出生、死亡、婚姻、離婚、死産について確定数を得たので、こゝにその概要を述べよう。

出生 昨年一ヶ年の出生総数は二百八十八萬七百三十四人で出生率は人口千人に付三〇・六一人である。これを一昨年に比べると出生数において七萬八千七百六十五人増加し、出生率において〇・六九人高い。
我が國の出生率は從來體三十三・四人強で一番高かつたのは大正九年の三十六・九人であったが、その後は一高一低して漸次低くなり、昭和九年の二十九・七人及ぼ同一年の二十九・八人には遂に三〇人臺を割るに至つた。昨年の出生率は三〇・六一人であるから多少出生率は高まつたわけである。歐米主要國の出生率を擧げるとソヴィエト聯邦は三五二人、イタリイは二二四人、ドイツは一九〇人、アメリカ合衆國は一七一人、イギリスは二五三人、フランスは二五〇人である。

死亡 死亡総数は百二十萬七千八百九十九人で、死亡率は人口千人に付一六・九五人である。これを一昨年に比べると死亡數において二萬二千一百七十九人減少して死亡率において〇・五六人低い。我が國の死亡率は段々低くなつて、昭和十年は一六・七八人といふ最も低い率を示したが、昨年はこれにつぐ低率である。

歐米主要國の死亡率を擧げると、ソヴィエト聯邦は二〇・四人、フランスは二五三人、イタリイは二三七人、イギリスは二二三・八人、アメリカ合衆國は二一・〇人である。

人口の自然増加 そこで、昨年中の人口増加は九十七萬一千八百三十五人となつて、昭和七年と昭和十年とを除けば、今までに最も多い増加である。但し増加率は人口千人に付一

三六五人で、先づ普通であるが、更に角人數からいへば、昨年一ヶ年に大分縣が一つ出来たと同様な勘定になる。これを一昨年に比べると、人數において十萬千百四十四人増加し割合において一二四人高い。これは出生が増加し、死亡の減少したのに基づくものである。

歐米主要國の人口自然増加率を擧げると、ソヴィエト聯邦は一八八人、イタリイは八七人、ドイツは七二人、アメリカ合衆國は六一人、イギリスは三〇人である。ほフランスの人口は近年は減少して、昭和十一年の人口減少率は人口千人に付〇・三人である。

婚姻 婚姻総数は六十七萬四千五百件で、婚姻率は人口千人に付九・四七件である。婚姻率は毎年大抵千人に付七件餘から八件までであつて、昨年は著しく高い。これを一昨年に比べると件数において十二萬五千三百八十四件増加し、婚姻率において一六・五件高い。婚姻の組出が八月及び九月に急激に増加し、十月以後は又元へ戻つたところを見ると、昨年の増加は支那事變と關聯して、從來の内線關係を正式のものに引き直したものによることが多いやうに思はれる。

離婚 離婚件数は四萬六千五百件で、離婚率は人口千人に付〇・六五件である。これを一昨年に比べると、件数において三百三十三件増加したが、離婚率において〇・〇一件を減少した。

歐米主要國の死産率を見るに、イタリイは〇・八胎、アメリカ合衆國及びフランスはいづれも一胎、ドイツ及びイギリスはいづれも〇・五胎で、我が國はそのいづれよりも遙かに高い。

内閣統計局發表による

	實 數		人口千人ニ付	
	昭和十二年	前年トノ比較 (△ハ減)	昭和十二年	前年トノ比較 (△ハ減)
出生	2,180,734人	78,765	30.61	0.69
死亡	1,207,899人	△ 22,379	16.95	△ 0.56
自然増加	972,835人	101,144	13.65	1.24
婚姻	674,500件	125,384	9.47	1.65
離婚	46,500件	333	0.65	△ 0.01
死産	111,485胎	429	1.56	△ 0.02
最近十箇年ノ出生、死亡、自然増加、婚姻ノ趨勢左ノ如シ(實數)				
出生	2,135,852	1,236,711	899,141	499,555
死亡	2,077,026	1,261,228	815,798	497,410
自然増加	2,085,101	1,170,867	914,234	506,674
婚姻	2,102,784	1,240,891	861,893	496,574
離婚	2,182,742	1,175,344	1,007,398	515,270
死産	2,121,253	1,193,987	927,266	486,058
出生	2,043,783	1,234,684	809,099	512,654
死亡	2,190,704	1,161,936	1,028,768	556,730
自然増加	2,101,969	1,230,278	871,691	549,116
婚姻	2,180,734	1,207,899	972,835	674,500
同(人口千人ニ付)				
出生	34.38	19.91	14.47	8.04
死亡	33.00	20.04	12.96	7.90
自然増加	32.35	18.17	14.19	7.86
婚姻	32.17	18.98	13.19	7.60
離婚	32.92	17.73	15.20	7.77
死産	31.55	17.76	13.79	7.23
出生	29.97	18.11	11.86	7.52
死亡	31.63	16.78	14.85	8.04
自然増加	29.92	17.51	12.41	7.82
婚姻	30.61	16.95	13.65	9.47
出生率、死亡率、人口自然増加率ニ付我が國ト外國(本國)トノ比較左ノ如シ				
出生率	日本(内地)(昭和十二年)	30.9	17.0	13.7
死亡率	イタリイ(昭和十一年)	19.0	11.8	7.2
自然増加率	イタリイ(昭和十一年)	22.4	13.7	8.7
婚姻率	アメリカ合衆國(昭和九年)	17.1	11.0	6.1
離婚率	イギリス(昭和十一年)	15.3	12.3	3.0
死産率	フランス(昭和十一年)	15.0	15.3	0.3
出生率	ソヴィエト聯邦(昭和五年)	39.2	20.4	18.8

南部山西の掃蕩戦

陸軍省新聞班

山西南部

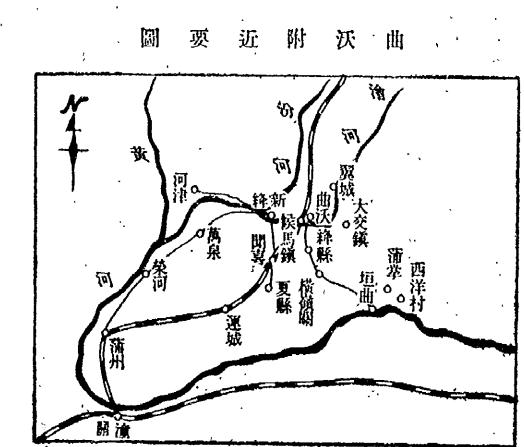
山西南部方面の敵の泰動活潑となり、中には執拗な攻撃を反復し来るものあり、裝備亦優秀で、戰車及び十二粍榴弾砲も現出して來たことは既報の通りであるが、殊に汾河畔に蟠居してゐた敵は、衛立煌の指揮する中央軍約十ヶ師を基幹とするもので、徐州會戰前後における我が軍の手薄に乘じ、兵力を集結して一舉山西を奪回せんと企てゝゐたのである。

したがつて、その攻撃も從來のダリラ戰法と違つて仲々統一のある大兵团の作戰を指導してゐた。この敵に對し我が軍は七月六日西は新経より曲沃を經て東は大交鎮に亘り一齊に攻撃を開始した。

七日早くも全陣地を突破し一部は七日午後経縣に進

入、八日早朝には全線追撃に移り、十二日午前十一時、遂に萬泉に達

した。又絳縣方面の部隊は敵をその堅陣を突破してその堅陣を突破、垣曲方面に追



(26)



山西方面掃蕩戦

擊し十一日夕横嶺關に進出出した。中央追撃隊は十一日夕運城北方地區に達し、運城周邊の敵に對し内外より挾撃猛攻を加へつゝある。

これより先き運城守備隊の一部は、聞喜方面に北上し五日午後その東方地區において敵を擊破し、さらに曲沃、候馬鎮方面より退却する敵の退路を遮断しつつある。

これらの部隊と策應して六月三十日以來山西村（垣曲東方約二十杆）附近の敵陣地を攻撃中であつた我が軍は地形の艱難、陣地の堅固と、加ふるに炎熱のため攻撃意の如くならず、數倍の敵と近く相對峙してゐたが十一日遂に敵陣を突破し夕刻蒲州に進入した。

敵は第十七、第八十三、第百十六師等で主力は黄河南岸に、一部は北方山地に向つて撤走中である。

揚子江方面

七月四日遼江部隊の先頭が遂に湖口を占領したこと

(27)

東方の河岸に敵前上陸を敢行して以來、湖口占領まで
輝く戦果は左の如きものがある。

遺棄死體

三〇〇

死傷推定

六〇〇

鹵獲品

一〇〇

馬 火砲 二〇 〔野砲、海岸砲、迫撃砲〕

小銃、自動銃 多數

弾薬庫 二棟 〔弾薬多數〕

自動車 一〇輛

蒙疆方面

この方面においては、各部隊の連續不斷の討伐により近時歸順し又は歸順申込み中の土匪、共産匪等が次第に増加して來たことは誠に欣ばしいことである。

これらの歸順匪は、或ひは各自の成業に就かしめて安樂な生活をするやう指導し、或ひは地方自衛團、保安隊等の組織を強化して匪賊討伐に我が軍と協力し漸次良好な成果を修めつゝある。

最近歸順したものでも六ヶ開兵力概算四千に達し、その中には厚和方面で有名な于宇和の率ゐる有力な一

團もある。歸順申込み中のものも約七件、兵力二千以上に達してゐる。

寫眞週報 第二十三號

七月二十日發行

▽嵐の赤露

三等大將の榮位にあるリュウシコフ氏が何故に越境してまでわが國に逃亡して來なければならなかつたか

▽黄河の鐵橋修理成る

街に拾ふ經濟戰

銃後の大將も經濟戰の戰士としてこの聖戰に

參加しよう

古新聞もフェルトの草履となる

▽全國職業紹介所は國營に

▽讀者のカメラ（應募寫眞）

内閣情報部編輯發行

定價十錢

苦心の江上制壓

海軍省海軍軍事普及部

陣中に聖戰一周年を迎へた海軍部隊の士氣はいよいよ振り、作戦目的の達成に全力を傾注しつゝあるが、中支方面においては連日の密雲豪雨を衝いて空陸呼應の過江作戦が續けられ、航空部隊の果敢なる攻撃と江上部隊の危険を意としない猛進とは、眞に血湧き肉躍るを禁じ得ないものがある。特に、難事中の難事と目された馬壠鎮閉塞線の啓開の如きは驚異的の成果を挙げたもので、湖口占領の端緒が、これによつて開かれたといふも過言ではない。

南支方面においても連續悪天候を衝いて空襲を續行、福州及び廣東方面軍事施設、粵漢鐵道に對する攻撃は、も手を緩めず、多大の成果を收めつゝある。

航空戦

七月五日

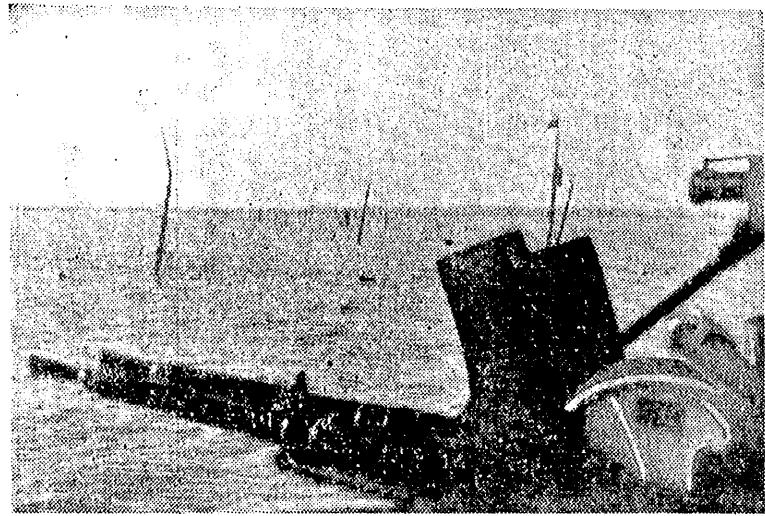
一 揚子江進攻部隊は、引續き馬壠鎮上流各所の機雷原を掃除し、以後の進出を助けつゝある。海軍航空部隊は江上作戦に協力するとともに一方

七月六日

一 福州攻撃部隊は敵警備司令部を爆撃、これを潰滅せしめた。
二 一部攻撃部隊は建甌飛行場を爆撃し、滑走路を爆破した。
三 福州攻撃部隊は兵舎及び無電臺を爆撃し、多大の損害を與へた。

七月七日

一 福州攻撃部隊は敵警備司令部を爆撃、これを潰滅せしめた。
二 廣東方面においては密雲を冒し粵漢鐵道及び三



(柱帆の船るせ没沈の敵はるゆ見上面水)進猛てし破突を戦塞閉

海軍遼江部隊及び陸軍〇〇部隊は、六月二十三日頃安慶を進發連日の悪天候を冒し、渦巻く激流を克服し、航空機の果敢なる掩護の下に江上無數の機雷を清掃し、閉塞線を掃蕩啓閉し、又到るところ頑敵を撃破、江岸要點を占領、海、陸、空三位一體となり共同作戦の實を擧げ、遂に七月四日江岸の要衝湖口を占領した。これより先六月十三日安慶攻略完成するや、揚子江部隊の一部は直ちに水路掃蕩開闢の遡航進撃を開始、翌十四日には早くも江上十五浬を進出、敵の空襲、江岸に連鎖する陣地よりの猛撃を浴び、これを撃墜、制壓、進撃しつゝ、二十九日難中の難とせられた馬場鎮閉塞線脇間に驚異的戦果を收め、下揚子江四百四十浬制壓の偉業を樹てた。本作戦期間に處分せる機雷實に二百五十六に達し、江上部隊及び航空部隊ともに士氣いよいよ旺盛、激励として進撃を續けつゝある。

七月十日鄱陽湖上に出没した敵魚雷艇一隻は我が砲艦〇〇によつて撃破された。

江上作戦

- 三 水飛行場を空襲した。**
粵漢鐵道攻撃部隊は邕江口南方において運行中の貨物列車を爆撃し、貨車十餘輛を脱線顛覆せしめ、線路數ヶ所を切斷した。又英德驛構内を爆撃した部隊は線路數ヶ所を切斷した。
- 四 三水飛行場攻撃部隊は格納庫を大破し、同飛行場滑走路を爆破した。**
- 七月八日**
- 一 中支方面攻撃部隊は、武穴方面敵陣地及び集團部隊を爆撃、これに多大の損害を與へた。**
安慶方面においては敵飛行機數機宛四回に亘り來襲し來つたがこれを撃退、さらに追撃した我が海軍機は忽ち敵一機を撃墜、艦上、地上防禦砲火により一機を合計三機を撃墜し、敵の企圖を打碎き去つた。我に損害なし。
- 二 廣東方面攻撃部隊は粵漢鐵道を英德方面において爆撃、線路四ヶ所を切斷、駅倉庫を爆破した。又一隊は英德附近に集結せる軍用ジャンク群百隻を爆破した。**

- 七月九日**
- 一 南昌空襲一柄町少佐、中島大尉指揮の大空襲部隊は南昌新舊飛行場を爆撃したが、地上空中とともに敵機を認めた。兩飛行場施設を完膚なきまでに爆破した。**
- 二**
- 三 水飛行場を空襲した。**
粵漢鐵道攻撃部隊は邕江口南方において運行中の貨物列車を脱線顛覆せしめ、線路數ヶ所を切斷した。又英德驛構内を爆撃した部隊は線路數ヶ所を切斷した。
- 四 三水飛行場攻撃部隊は格納庫を大破し、同飛行場滑走路を爆破した。**

- 七月十日**
- 一 河南省南部の要衝、信陽飛行場を爆撃、飛行場及び附近の建物に多大の損害を與へたほか、田家鎮江岸附近一帯の敵據點及び江上敵艦船を攻撃大破した。**
- 二 南支方面においては旬日の惡天候漸く晴れたのに乘じ、珠江の關門たる虎門要塞を猛爆した。**
- 三 揚子江方面においては海軍航空隊は田家鎮の敵陣地、敵據點を爆破し、これに多大の損害を與へ、又陸軍部隊を支援しその前面の敵兵を各所において爆撃した。**
- 四 楊子江方面においては海軍航空隊は田家鎮の敵陣地、敵據點を爆破し、これに多大の損害を與へ、又陸軍部隊を支援しその前面の敵兵を各所において爆撃した。**

非常時國民實踐事項

國民精神總動員中央聯盟の決定

統制物資は勿論、生活用品は新調を見合せ、有
合せで間に合はすこと
止すること

二 贈答廢止

國民精神總動員中央聯盟では、聖戰の目的達成のた
め六月二十三日の政府聲明に基づいて、軍需資材の確

保と國民精神の緊張並びに國民體位の向上とを目標
として、事變下に堅切な生活様式を定める必要がある

と、過般來「非常時國民生活様式委員會」を設けて調査
を行ひ、研究を重ねてゐたが、七月十四日の理事會で、
差し當り實行すべき「國民實踐事項」を決定した。

同聯盟では二つの實踐事項を效率的ならしめるため
に、官公署、學校、會社、工場、團體、組合、町會、
部落會等で特に實行の申合せをさせたり、又「委員會」
や「實踐班」を設けて實行の促進を期することになつ
た。

一 新聞見合せ

益暮その他の形式的贈答、時候見舞等は斷然廢
止すること

三 服裝簡素

服裝は簡素を旨とし、吉凶その他儀禮の場合、
平常服でも差支へないことにする

四 宴會制限

宴會は必要已むを得ざる場合のみに限り、且つ
質素を旨とすること

五 精白米の販賣を禁止するため、更に適當な措置
を講ぜられたいこと

二 各種飲食店、演藝場その他の娛樂機關に對して

は適當に營業時間を制限せられたいこと

三 精白米の販賣を禁止するため、更に適當な措置 を講ぜられたいこと

四 精白米の販賣を禁止するため、更に適當な措置
を講ぜられたいこと

五 精白米の販賣を禁止するため、更に適當な措置 を講ぜられたいこと

六 ネオンサイン等刺戟的の照明は適當に制限せら
れたいこと



パレスチナの擾亂

外務省情報部

最近の新聞電報の傳へるところによれば、アラビアの
北部、地中海に面する英國委任統治の下にあるパレスチ
ナ(パレスティンともいはれる)に於ける、アラビア人の
騒擾が悪化し、七月七日、英國政府はエチプトに停泊中
であった巡洋艦二隻を同地方に急行せしめ、また陸軍一
ヶ師團を派遣して鎮壓に努めてゐるが、なほ騒擾は重大
化しつゝある模様で、九日には、さらに歩兵三ヶ旅團を
増派したといふことである。

パレスチナはユダヤ人國の建設地として、歐洲大戰の
結果定められたユダヤ人の移住地であるが、このユダヤ
人國の建設問題を繞つて、過去十數年に亘つて、アラビ

ア人の騒擾が續けられて來たのである。しかも、ユダヤ
人對アラビア人の抗争に端を發した騒擾が、最近に於け
るアラビア人の汎アラブ運動の勃興や、地中海を繞る國
際情勢の緊迫等の事情によつて、ユダヤ人の排撃運動が、
だん／＼排英運動に發展しつゝあるので、その成行が重
大視されてゐるのである。

本年の三月、英國の辯務官がアラビア人を誹謗した演
說を行つたといふ事件によつて勃發したジェニン地方の
騒擾は、全然排英的の叛亂であつて、ために英國の駐屯軍
も容易に鎮壓が出來ず、遂に飛行機を以て悲惨な爆撃を
敢行したのであつた。爾來、各地に於て罷業、襲撃、衝
突、暗殺、投彈等々の血腥い事件が毎日くり返され、
少からざる犠牲者を出して來たのであつた。しかも、最

近、ユダヤ人側に於て、青年團を武装してアラビア人に

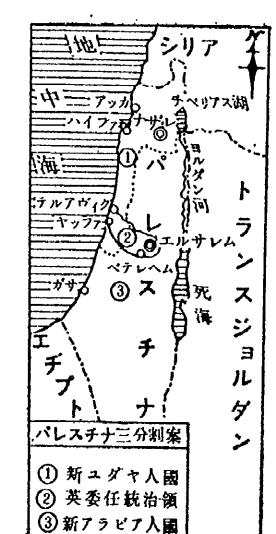
對抗するに至つたので、いよいよ事態は悪化し、七月七日、首都エルサレムを初めハイファ各地に於て一齊に總罷業が行はれ、多數のアラビア人が各回教寺院に集つて、頗る不穏な情勢を示したので、エルサレムに於ては八日から消燈令が布かれ、ハイファ港には英國巡洋艦エメラルド號が急航し、陸戰隊を揚げて鎮壓に努めるに至つたと報ぜられてゐるのである。

二

パレスチナは、北はシリアに接し、東はトランス・ヨルダンに境し、西南はエジプトに連なる昔のガリレア、サマリア及びユダヤの地であり、ユダヤ人に取つては忘れることの出来ない聖都エルサレムの在るところであり、ユダヤ王國繁榮の地である。また、キリスト生ひ立ちの地であるナザレ、傳教の中心であつたカペナウン、最初の奇蹟を行つたカナ等は何れも北方のガリレアに在り、またサマリア婦人に傳道を行つたスカルの町はサマリアにあつて、何れもキリスト教徒の聖地とされてゐるので

ある。

面積は我が四國よりは稍大で、二萬三千平方キロで、住民は昨千九百三十七年の調査によれば、全人口百三十萬人で、そのうちアラビア人八十一萬、ユダヤ人三十九萬、キリスト教徒たる歐洲人その他約十萬といふことになつてゐる。現在は、英國の委任統治の下にあり、首都



(34)

ダヤ國を再興すべしといふことを唱へて、ユダヤ民族の運動を起し、翌一八九七年には、スイスのバーゼルに

於て第一回のユダヤ民族大會を開き、建國の基金を設けることを決議し、大いに各方面に働きかけた。かくて一九三〇年、第六回の大會に至つて、英國政府もその主旨に賛成して、東アフリカに適當な土地を物色すべく、調査委員を派遣することを発表したのである。

ところが歐洲大戰が起るや、ユダヤ人は聯合國側に加はつて同盟國側と戦つたので、その功績が認められ、一九一七年、英軍がパレスチナを占領するや、十一月一日、トルコから解放されて、この地にユダヤ人の祖國再建が許されることとなり、英國の委任統治となつて、今日に及んでゐるのである。

ユダヤ王國が亡んで、パレスチナを追はれたユダヤ人は、全世界に散在し、祖國を持たない民族として、承認されず、各國に於て排斥虐待されて來たのである。そこで、ユダヤ民族の母國を再建しなければならぬといふ運動は既に古くから起つてゐた。一八九六年に、テオドール・ヘルツはトルコ政府の許可を得て、パレスチナにユ

ービデ王朝によつて平和の都エルサレムが建設された、ユダヤ國の榮華を誇つたのは約三千年の昔であるが、このユダヤ國はその後五百年にしてバビロニアのために亡ぼされてしまつたのであつた。その後、この地方は十三世紀時代に回教徒の侵入を蒙り、遂に一五一七年にはトルコに征服され、以來、歐洲大戰までトルコの領土であった。歐洲大戰が勃發するや、一九一七年、アラン・ペー將軍の率ゐる英軍によつて占領され、大戰後には、トルコから解放されて、この地にユダヤ人の祖國再建が許されることとなり、英國の委任統治となつて、今日に及んでゐるのである。

ユダヤ王國が亡んで、パレスチナを追はれたユダヤ人は、全世界に散在し、祖國を持たない民族として、承認されず、各國に於て排斥虐待されて來たのである。そこで、ユダヤ民族の母國を再建しなければならぬといふ運動は既に古くから起つてゐた。一八九六年に、テオドール・ヘルツはトルコ政府の許可を得て、パレスチナにユ

て與へられるといふことを決定したので、全世界の各地から、ユダヤ人は續々パレスチナを目指して集まつて来るやうになつた。

四

バルフォア宣言によつてユダヤ人は宿望を達したのであつたが、パレスチナのアラビア人は猛烈に反対した。これが今日に至るまで十數年間に亘つて絶えず續けられてゐるアラビア人騒擾の原因である。元來、回教徒のアラビア人と、ユダヤ教のユダヤ人とは、宗教上からも、當然紛争が起る筈であるところへ、ユダヤ人が續續と入り込んで来て、アラビア人の土地を買ひ、投資をして産業を開發して著々と經濟上政治上の實權を握つて、やがてはアラビア人を支配しようといふ勢ひであるから、アラビア人の反感は先づユダヤ人排斥といふ形で爆發し、やがてそれが擴大して、遂にバルフォア宣言の取り消し、英國委任統治の廢止を主張し、排英運動にまで發展して來たといふのは、已むを得ない自然の勢ひである。

五

今日ではアラビア人の街になつてゐる首都のエルサレムの中央に、三十年の昔、ユダヤ王ソロモンの榮華を誇つたヘロドの神殿の一部であつた禮拜堂が残されてゐるのであるが、この禮拜堂は、ユダヤ國繁榮の數世紀の間は、正統ユダヤ教の最も神聖な禮拜堂として全ユダヤ人の信仰の中心であつたが、ユダヤ國の滅亡の後には、全世界に散在してゐるユダヤ人が、年々巡禮の目的となつて、巡禮者はこの禮拜堂の壁に取り繕つてユダヤ國の滅亡を嘆き、祖國の復興を祈つて涙を流すところから、この壁が『嘆きの壁』と呼ばれてゐるのである。

ところが、この禮拜堂の周りの土地が今日では全部アラビア人の所有地であるところから、問題が起るのである。トルコ時代には自由に巡禮者が近づき得たこの『嘆きの壁』も、ユダヤ國の再建が決定され、英國の委任統治となつた以後には、却つて近づけないやうなことになつてしまつたのである。殊に、英國の委任統治になつてから、この『嘆きの壁』の通路を、公道としてアラビ

即ちユダヤ人のパレスチナ歸國が始まつて以來、不毛の土地は開墾されて農園となり、大戰以前には一臺もなかつた自動車が到るところの沙漠を走つてをり、衛生状態は改善せられ、大學は創設され文化は向上し、商工業は發展し、貿易は増加し、パレスチナの財政は大いに豊かになつたのであるが、その反面には、一九二一年には僅か九・五%であったユダヤ人は、一九三七年には三〇%に増加してをり、ドイツに於けるナチス政權の出現以來特に歐洲方面からのユダヤ人入國者が増加し、一九三六年には六萬二千人に及んでゐる。またユダヤ人所持の土地も、一九二五年には八十四萬四千ドゥヌム（一千ドゥヌムは四分の一エーカー）であったのが、一九三六年には百十三萬二千ドゥヌムに増加してゐる。かうした傾向はやがて、アラビア人が、經濟的にユダヤ人の支配に服さなければならぬ日が來ることを示してゐるのだといふのがアラビア人側の憂へてゐるところである。かうした經濟問題が根柢となつてゐるので、アラビア人の排ユダヤ人運動はます／＼深刻となつて來るのである。

(36)

ア人に開放したので、いよいよユダヤ人とアラビア人の感情は激化せざるを得なかつた。

かうして一九二五年には、この『嘆きの壁』を繞つて兩者の衝突が勃發したが、それ以來、この『嘆きの壁』が問題の中心となり世界的に有名となつた。一九二八年にも『嘆きの壁』を繞つて兩者の大衝突が起り、忽ち全國に大衝動を興へ、エルサレムの南方にあるアブラハムやヤコブの墓の残つてゐる世界聖地の一つとして有名なヘブロンでユダヤ人の虐殺が行はれたのであつた。

翌一九二九年の八月にもエルサレムに於て大衝突が起り、忽ち各地に波及して大擾亂となり、英軍の出動を見ると、至つた。かくて翌三〇年の二月にも勃發し、爾來、擾亂は繼續性を帶び、毎年のやうに衝突、擾亂を續けて來たのであつたが一九三六年に至つて、從來のユダヤ人排撃から排英運動に轉じ、四月から十月に亘る大擾亂を現出したのであつた。

六

一九三六年の四月に勃發した擾亂は、當時シリアに於

(37)

ける獨立運動を初め、アラビア各地に漲りつゝあつたアラビア國の建設運動に刺戟されたものであると共に、地中海に於ける英伊の抗争等、歐洲に於ける國際情勢の影響を受けたもので事態は頗る重大視された。

英國政府は、有力なる軍隊を派遣して擾亂を鎮壓すると共に、ピール卿を首班として調査委員を現地に派遣して、二ヶ月に亘つて詳細なる調査を行はしめた結果、根本的な解決案を研究せしめた。ピール卿の報告は昨年の七月に發表されたのであつたが、その報告中に考慮されたところの根本的解決案なるものは、

(一) 北部の地方にユダヤ人の獨立國を作ること
(二) エルサレム、ベツレヘム及びナザレのキリスト教徒の三聖地は永久に英國の委任統治とすること
(三) ハイファ、アッカル及びチベリウス等のユダヤ人アラビア人の混住地方は暫定的に英國の委任統治とすること
(四) 以上の他の地方はトルコ・ジヨルダンに合併してアラビア人の獨立國を作ること

といふのであるが、この案に對して、アラビア人は、僅か三〇%に足りないユダヤ人のために一つの獨立國を作

るといふ點に於て、頭から反対であるが、またユダヤ人側に於ても、キリスト教徒の保護國である英國が、エ

ルサレムを統治し、その上にユダヤ人の憧れであるナザレとディベリヤとを委任統治とし、ベツレヘムを結ぶ廻廊並びにハイファ港を英國の領有としたこと等について、バルフォア宣言に反したものであると、これまた反対をしてゐるのである。

今度の擾亂に對しても、英國政府は目下現地に調査委員を派遣してゐるので、その報告を俟つて善處する豫定であるといはれてゐるが、以上のやうな永い歴史と深刻な事情とを持つアラビア人の擾亂が、決して簡単には解決出来ないことは明らかである。アラビア人側は上述のやうに、バルフォア宣言の取消し、委任統治の廢止を要求してをり、しかも、汎アラビア運動が益々熾烈にならうとしてゐる情勢から推測すれば、結局は、シリア、エジプト、イラーク等の隣接諸國に於けるアラビア諸國と同様な途を進むのではないかと見られてゐるのである。

戦時經濟の三大目標

(池田商工大臣訓示要旨)

—輸出振興、物資の需給調整、物價調整—

御承知の通り我が皇軍は連戦連勝、其の武威を中外に宣揚して居りますが、未だ將政權を徹底的に覆滅するには至らず、事變は正に長期戦の段階に入つて居るのであります。假りに此の事變が近き将来に於て終結するに致しましても、大陸に於ける戰後の經營並びに向後に於ける國防力充實のためには、今後一層舉國一致して非常な努力を拂はねばならないと考へるのであります。従ひまして、一方に於て此の事變を國民一般に充分に認識せしめて其の決意を促します同時に、政府に於きましても、國家總力の擴充強化を期しまするため急速に各般の措置を講ずる必要緊切なものがあると信ずるのであります。殊に最近の情勢は去る六月二十三日の政府の聲明に於ても明らかであります通り、現在の國際收支の見透し及び戰局の擴大に伴ふ軍需の増加に因りまして、物資の需給調整計畫に大修

正を加ふるの余儀なきに立ち至りましたので、政府に於ては之に即應して諸般の對策を緊急に斷行して参らねばならなくなつたのであります。この故に茲に再び經濟部長會議を開催し、戰時經濟政策に對する政府の所信を開陳して各位に一段の御努力を煩はすことと相成つた次第であります。

我が國現下の經濟政策の根本方針は、當面の戰爭遂行に必要な諸般の物資を充足し且つ將來に備ふる國防力を強化するため、日滿支を一體とする戰時經濟體制の整備を期するに在りますことは申述べる迄も無いところであります。我が國現下の經濟情勢に鑑み、就中緊急を要するものは輸出振興、物資の需給調整並びに物價調整の三點であります。

先づ輸出の振興につきましては、本年の貿易狀況を見ますに此の五月末迄の輸出額は十億六千八百餘萬

標準最高價格の決定を見ましたので、今後は之を基準として物價の取締を行つて行くことと相成つたのであります。今後とも公定價格又は標準價格の制度及び價格引上の禁止は物價委員會の活動と相俟つて之を擴充して行く意向であります。更に進んでは物價の引下をも考慮する必要があらうと思料致すのであります。

しかしながら物價對策は他の諸方策と關聯する所多く、殊に物資の需給調整方策と切り離して考へることは出來ないものでありますから生産、配給、消費の方面等あらゆる角度から綜合的に對策を講じて行きたいと思ひます。

なほ上述の物價對策を遂行して行くためには物價の嚴正なる監視乃至取締を必要と致しますが故に、政府は取敢へず多數の物價調査員を全國に配置することとしたのであります。更に物價の取締のみならず、配給統制、消費統制等の徹底並びに其の違反取締の嚴正を期しまするためには急速に夫々の機構を擴充整備する必要があります。之が對策については内務省とも緊密な連絡を圖り目下銳意考究中であります。第一線に在つて物價取締其の他各般の經濟統制の實施に當らるる各位に於かれましては特に此の點に留意せられ、

取締の執行に萬遺憾なきを期せられたいと存ずるのであります。

最後に以上申述べました各種物資の配給統制及び費統制を強化して参りますと、所謂平和的中小商工業者中には事業の縮少休止を餘儀なくせられるものも發生し、延いては失業問題を惹起することが豫想せらるるのであります。之に對しては軍需工業、輸出工業、代用品工業等への轉換に極力努める方針であります。關係方面とも協議の上社會政策的見地よりも適切なる措置を講じたいと考へて居る次第であります。

(42)

最近公布の法令

内閣官房總務課

昭和八年勅令第百七十四號實動局ニ臨時職員増置ノ件
改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百二十四號)
高等官官等俸給令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十五號)
奏任文官特別任用令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十六號)
◇大正九年勅令第五百五十六號造船、造機、造兵又ハ土木建築ノ事務ニ從事セシムル爲海軍監政本部等ニ臨時職員設置ノ件中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十七號)
支那事變に關し造船、造機、造兵又は土木建築の事務に從事せしめるため、技師百九十二人、書記九十八人、技手五百四十三人を臨時增置したものである。

◇海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校生徒授業年齢ノ特例ニ關スル件 (六月二十二日公布勅令第四百二十九號)
當分の間、海軍兵學校、海軍機關學校及び海軍經理學校の生徒に採用する者の年齢は、各當該學校の規定に拘らず海軍兵

學校及び海軍機關學校の生徒は十五年以上十九年以下、海軍經理學校の生徒は十五年以上二十一年以下とする特例を設けたものである。

◇商工省官制中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十一號)
距離制タキシーメーターの検定開始及び有價證券業取締法の施行に伴ふ検定及び取締並びに同法實施に関する事務に從事する事務官一人、屬五人及び技手二人の増員を行つたものである。

◇物價委員會令改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十二號)
國東局競輪場特別任用令中改正ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十二號)
國民健康保險法施行期日ノ件 (六月二十二日公布勅令第四百三十三號)
國民健康保險委員會規程 (六月二十二日公布勅令第四百三十四號)

國民健康保險委員會職員旅費手當支給規則 (六月二十二日公布勅令第四百三十五號)
これに併つて國民健康保險委員會の組織、審査の手續、意見申の手續、幹部の手續に關し規定を設け、且つ同委員會の會長及び委員に對しては旅費及び手當を支給する必要があるので、その額及び支給方法につき定めたものである。

(43)

◇昭和十一年勅令第五十九號商品券取締法第二條第一項二規定スル権利ノ實行ニ關スル件中改正ノ件

(六月二十九日公布勅令第四百三十六號)

(週報第八十二號)同法による商品券

(第四十二頁參照)

商業組合法の改正に伴つて(週報第八十二號)商品券

について商品券取締法により辨済を受ける権利の實行に關

し規定したもので、商品券の發行者たる商業組合及びその

組合員が商品券の引換をなすことが出来ない場合、又はそ

の引換を停止した場合は商品券の所有者はその發行者の主

たる事務所を管轄する區裁判所に商品券取締法に規定する

辨済に關する權利の實行の申立をなすことが出来る。

◇重要織物増産法権太施行令(六月二十二日公布勅令第四百三十七號)

重要織物増産法並びに同施行令の一部を権太に施行すること

にしたもので六月二十五日より施行された。

◇律太廢醫院官制中改正ノ件(六月二十五日公布勅令第四百三十八號)

◇南洋廢醫院官制中改正ノ件(六月二十五日公布勅令第四百三十九號)

◇監獄官制中改正ノ件

(六月二十五日公布勅令第四百四十號)

名古屋刑務所拘置場の新築に伴つて、これを同刑務所から

分離独立せしめ名古屋拘置所とすることとし、又これに伴

ひ事務處理のため典獄補一人と看守長一人を増員したもの

で、七月一日より施行せられた。

◇南洋廢熱帶產業研究所官制中改正ノ件

(六月二十九日公布勅令第四百四十一號)

◇保險院官制中改正ノ件(六月二十九日公布勅令第四百四十二號)

◇國民健康保險法施行令(六月二十九日公布勅令第四百四十三號)

社会事業法第一條ノ規定ニ依ル市指定ノ件

(六月二十九日公布勅令第四百四十四號)

社会事業法第一條ノ規定ニ依ル事業指定ノ件

(六月二十九日公布勅令第四百四十五號)

社会事業法第十三條ノ規定ニ依ル市指定ノ件

(六月二十九日公布勅令第四百四十六號)

社会事業法(週報第七十号)を七月一日より施行。同法第一條第

五號により障保事業、長期患者の慰安事業及び助葬事業を同

法の適用される事業に指定し、且つ第一條但書によつて同法

の適用を除外する事業を指定し、又同法第十三條により、主

務大臣が社會事業の經營を命ずることを得る市を東京市、京

都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市と指定したもので

ある。

中央社會事業委員會制

(六月二十九日公布勅令第四百四十七號)

社會事業法第八條によれば、中央社會事業委員會に關する規

程は勅令を以て定められることとなつてゐるので、これに

基づいて制定されたもので、本委員會は厚生大臣の監督に屬

し同法第七條及び第十三條によりその權限に屬せしめられ

た事項(主務大臣が社會事業を經營する者に對し本法の適用

を受ける社會事業を經營することを禁止又は制限する場合

並びに道府縣及び勅令を以て指定する市に對し社會事業の

經營を命ずる場合本委員會の意見を聞くこととなつてゐる

を調查審議し、又厚生大臣の諮詢に應じ社會事業に關する重

要事項を調查審議し、會長(厚生大臣)及び委員四十五人以内

を以て組織し、特別の事項を調查審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

昭和十三年法律第六十一號職業紹介法改正法律

(六月二十九日公布勅令第四百四十八號)

職業紹介法施行令改正ノ件(六月二十九日公布勅令第四百四十九號)

昭和十三年法律第六十一號職業紹介法改正法律(九號參照)

昭和十三年七月一日より施行し、これに伴つて職業紹介法施

行令の全部改正を行つたものである。

職業紹介所官制

(六月二十九日公布勅令第四百五十號)

職業紹介所官制

(六月二十九日公布勅令第四百五十一號)

地方待遇職員令中改正ノ件(六月二十九日公布勅令第四百五十二號)

職業紹介法第四條の規定により職業紹介所並びに聯絡委員

の組織權限等に關し規定したものが、職業紹介所は厚生大臣

の管理に屬し職業紹介事業その他職業紹介に關する事務を

掌り、職業紹介所に通じて、所長、職業主事百六十五人(委

任官待遇職業技術二十八人(委任官待遇)職業主事補六百五

十人(判任官待遇)の職員を置き、臨時職員として職業技術十

九人、職業主事補八百三十八人、及び職業技術二十人(判任

官待遇)を置き、これらの職員は何れも待遇職員として地

方待遇職員令を適用することとしたものであつて、何れも七月一日より施行せられた。

職業紹介令(六月二十九日公布勅令第四百五十五號)

庶民金庫令(週報第八十號)第七條により庶民金庫の設立、事務所

の設置、及び移轉、代理人の選任、庶民金庫の拂込等の場合の

登記に關し必要な事項を規定し又同法第二十七條により

庶民債券の發行、譲り受け、拂込及び賣出等に關し必要な事項を規定したるもので何れも七月一日より施行せられた。

有價證券業取締法施行期日ノ件
(六月二十九日公布勅令第四百五十七號)
有價證券業取締法ニ依ル有價證券ノ種類及免許料ノ件
(六月二十九日公布勅令第四百五十八號)
有價證券業取締法(通報第八十)の施行期日を七月一日とし、これに伴ひ同法第一條第二項及び第四條第二項の規定により有價證券の種類及び免許料を定めたものである。

有價證券引受業法施行期日ノ件
(六月二十九日公布勅令第四百五十九號)

有價證券引受業法第一條第一項ノ規定ニ依リ有價證券ノ種類ヲ定ムルノ件
(六月二十九日公布勅令第四百六十號)
我が國と「アメリカ」合衆國と兩國間の小包郵便關係を改善するため結せられたもので、小包の交換、繼越、包装、記關稅轉送、不能配達、損害賠償その他各種の事項が協定せられてゐる。この約定は本年七月一日から實施せられ、兩國郵政廳の一方がこれを終了せしめる意思を他方に通告した日より六月の期間満了に至るまで效力を有する。

昭和十三年法律第十三號漁業法中改正法律ノ一部施行期日
(六月三十日公布勅令第四百六十一號)

昭和十三年法律第十四號產業組合中央金庫法中改正法律ノ一部施行期日二關スル件
(六月三十日公布勅令第四百六十二號)

昭和十三年法律第十三號漁業法中改正法律ノ一部施行期日二關スル件
(六月三十日公布勅令第四百六十二號)
昭和十三年法律第十四號產業組合中央金庫法中改正法律ノ一部施行期日二關スル件
(六月三十日公布勅令第四百六十二號)

合の產業組合中央金庫に對する加入、同金庫の資本金増加、評議員の增加並びに餘裕金運用としての短期貸付の範圍の擴張等に関する改正規定を七月一日より施行し、これに伴つて昭和十三年法律第十三號中第四十條ノ二(漁業組合聯合會が所屬の組合又は聯合會のために債務の保證をなすことを得る規定)の規定も七月一日より施行することとしたものである。

内閣所屬部局及職員官制中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十三號)

恩給金庫の設立に伴つて恩給局の所掌事項に恩給金庫に関する事項を加へ、又恩給制度の改善調査及び恩給金庫の監督等に関する事務に從事せしめるため恩給局に書記官一人及び屬四人を増員したものである。

外務省官制中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十四號)

在外公館職員定員令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十五號)

外務部内臨時職員設置制中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十六號)
在外公館職員定員令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十七號)
在外公館職員定員令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十八號)
在外公館職員定員令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百六十九號)
在外公館職員定員令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百七十號)
在外公館職員定員令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百七十一號)

東京陸軍航空學校令中改正ノ件
(七月一日公布勅令第四百七十二號)
水戸陸軍飛行學校及び陸軍航空整備學校の新設に伴つて、東京陸軍航空學校の教育範囲に所要の改正を行つたものである。

中央航空研究機關設立委員會官制
(七月一日公布勅令第四百七十三號)

航空に關する技術の綜合的高次の應用研究機關の設立準備に關する重要事項を調査審議するため中央航空研究機關設立委員會を設置したもので、本委員會は逕信大臣の監督に屬し會長一人(逎信大臣)及び委員三十人以内を以て組織せられ、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員会を開くことを得ることとなつてゐる。

總勤員補償委員會規程
(七月一日公布勅令第四百七十四號)

國家總勤員法の施行に伴ひ國家總勤員法第二十九條の規定に基づき制定されたもので、本委員會は内閣總理大臣の監督に屬し、會長一人及び委員十人以内を以て組織せられ、又軍需工業助成法昭和十二年法律第八十八號の廢止に依つて、會長一人及び委員十人以内を以て組織せられ、又軍需評議會規程を廢止したものである。

露光量違いにより重複撮影

週報 最近號 主要內容				週報	
意	注	御	申	價	定
第八十七號	昭和十三年七月二十日印刷發行 編輯者 内閣情報部	昭和十三年七月二十日印刷發行 編輯者 内閣情報部	内閣印刷者 内閣印刷局	一 一ヶ年(前金) 二圓四十錢	一 一ヶ年(前金) 二圓四十錢
第八十八號	△財務報國の途 △貯蓄組合はからしてつくる △新記録 △開封城の陥落 △徐州會戰 △歐洲大戰と列國の貯蓄運動 △貯蓄組合規約の一例	△財務報國の途 △貯蓄組合はからしてつくる △新記録 △開封城の陥落 △徐州會戰 △歐洲大戰と列國の貯蓄運動 △貯蓄組合規約の一例	内閣印刷者 内閣印刷局	一 一ヶ年分未償配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい	一 一ヶ年分未償配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい

◆ 昭和十三年度帝国歳入歳出豫算(大藏省主計局) 四一〇頁 (銀行、内閣印刷局、官房七一、五錢送付内埠六錢外埠實費)

◆ 昭和十三年度帝国歳入歳出豫算(大藏省主計局) 四一〇頁 (銀行、内閣印刷局、官房七一、五錢送付内埠六錢外埠實費)

◆ 輸出入品に関する臨時措置に関する法律及び關係法規集(一時局關係物資の輸出調整に關する法規集)(二)(臨時物資調整局) 二〇九頁 (銀行、内閣印刷局、官房八十錢送付内埠六錢外埠實費)

◆ サラワツク王國事情(青外殖務事務調查資料第三十七號)(拓務省拓務局) サラワツク王國はボルネオ島の西北部を占め英國の保護國で土人族の住む未開の國である。我が同胞の活動事情、外人の企業地勢、氣候、商工業、教育、宗教等について調査し關係方面の参考に資したもの、二〇八頁 (銀行、内閣印刷局、關係方面の申込に限り送付)

◆ 第八十九號
△物資對策
△敵、黃河を決済す
△農村に展開する勤勞奉仕運動
△一舉渤海を攻略す
△廣東爆擊の波紋

◆ 第九十號
△事變一周年に際し全國民に訴ふ
△大陸作戰の戰果
△波瀾の外交戰
△濟戰の備へ
△大陸作戰の戰果
△制海
△軍艦に初登場として現れる(船三色刷支那軍第一號)

第九十一號	△事變一周年に際し賜はりたる勅諭 △國際收支の概況と其の對策 △保護事業 △敵空軍を屠る △敗戦支那の裏面に捨ふ	△本誌より讀者の申込は必ず「週報第何號より轉載」の旨を明記すること。且つ右轉載誌を内閣印刷局御送付され三部御送付下さい。	△本誌御送付の轉載誌は御断り致します。 △掲載記事に對する御希望は御報に關しての御意見も内閣印刷局御送付御承諾お知らせ下さい。
-------	--	--	--



週

報

昭和十二年十月一日第三種雑誌物認可
昭和十二年七月二十日發行 (毎週一回水曜日發行)

第九十一號

(本書の大きさは國定規格A5判)

